

**令和 3 年度 9 月  
補正予算（案）について  
（第 17 号補正）**

**令 和 3 年 9 月  
企画財政部財政課**

令和3年度各会計別予算額調（令和3年9月市議会臨時会）

（単位：千円）

【参考】

会 計 別	現 計 予 算 額		補 正 額	合 計		対当初 伸 率	対前年度 同期伸率	令和2年度 同期予算額 (9月11号補正後)	
	金 額	構成比		金 額	構成比				
一 般 会 計	234,786,587	60.6	460,530	235,247,117	60.6	4.8	▲16.5	281,657,774	
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	531,835	0.1	-	531,835	0.1	-	2.1	520,770
	国民健康保険事業	53,769,189	13.9	-	53,769,189	13.9	0.0	▲2.1	54,905,388
	土 地 取 得	2,187,377	0.6	-	2,187,377	0.6	-	▲9.1	2,405,948
	中央卸売市場事業	268,562	0.1	-	268,562	0.1	-	7.4	249,966
	駐 車 場 事 業	249,294	0.1	-	249,294	0.1	-	▲59.4	613,302
	財 産 区	40,479	0.0	-	40,479	0.0	-	48.1	27,340
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	136,813	0.0	-	136,813	0.0	-	70.4	80,271
	介 護 保 険 事 業	48,642,407	12.5	-	48,642,407	12.5	0.3	4.9	46,376,312
	生 活 排 水 事 業	563,888	0.1	-	563,888	0.1	-	3.8	543,248
	診 療 所 事 業	358,850	0.1	-	358,850	0.1	-	▲1.6	364,677
	後期高齢者医療事業	6,014,998	1.6	-	6,014,998	1.5	-	3.2	5,827,769
	長崎市立病院機構 病院事業債管理	997,242	0.3	-	997,242	0.3	-	▲16.2	1,189,361
	小 計	113,760,934	29.3	-	113,760,934	29.3	0.1	0.6	113,104,352
公 営	水 道 事 業	16,476,686	4.3	-	16,476,686	4.2	-	0.7	16,361,449
企 業	下 水 道 事 業	22,639,799	5.8	-	22,639,799	5.8	-	▲3.3	23,407,722
会 計	小 計	39,116,485	10.1	-	39,116,485	10.1	-	▲1.6	39,769,171
合 計	387,664,006	100.0	460,530	388,124,536	100.0	2.9	▲10.7	434,531,297	

令和 3 年度 9 月補正予算について  
(新型コロナウイルス感染症対策)

■会計別補正予算の内訳

(単位：千円)

区 分	一般会計	特別会計	企業会計	計
1 社会経済対策に係るもの	460,530	-	-	460,530
合 計	460,530	-	-	460,530

■一般会計補正予算の内容

1 社会経済対策に係るもの 【 460,530 千円】

- ・ 商業振興対策費 (中小事業者等一時金)

# 令和3年9月市議会臨時会 補正予算（案）の主な内容 （新型コロナウイルス感染症対策）

## I 一般会計予算 460,530 千円

事業名	補正額 (千円)	内容	担当課
<b>7 款 商 工 費 <span style="float: right;">460,530</span></b>			
1 商業振興対策費 中小事業者等一時金(第3期)	460,530	飲食店等の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、直接・間接の影響を受けて売上が減少した市内の中堅・中小事業者に対し、一時金を支給するもの。 ・減収要件：令和3年8月または9月において、事業収入が対前年（または前々年）同月比で20%以上50%未満の減少が生じていること ・支給額：事業収入の減少額（上限額10万円/月）	商工振興課

### 【参考1】

長崎県の飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛要請(令和3年8月10日から9月12日まで)に伴い、事業収入が減少した事業者への支援

※8月27日から9月12日まで「まん延防止等重点措置」が適用

令和3年8月または9月において、事業収入が対前年(または前々年)同月と比較した減少率に応じて支援を行う

※月ごとに該当する申請先に申請が必要

事業収入の減少率	事業名	申請先	支給額	想定事業者数 ※中小事業者等一時金 (第2期)をもとに試算
20%以上50%未満	中小事業者等一時金(第3期) ※今回補正	市	事業収入の減少額 ※上限 10万円/月 (法人、個人事業主とも)	2,193
50%以上	月次支援金 ※今回、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴う国の事業	国	事業収入の減少額 ※上限 法人： 20万円/月 個人事業主：10万円/月	3,307

### 【参考2】

長崎県酒類販売事業者支援金(県の事業)

まん延防止等重点措置の適用に伴い、酒類販売事業者に対して、上記事業に加えて追加の支援が行われる

事業収入の減少率	事業名	申請先	支給額	市内の酒類販売事業者数 ※長崎税務署への確認 (令和3年5月14日)
15%以上	長崎県酒類販売事業者支援金 ※中小事業者等一時金(第3期)または月次支援金との併給可	県	減少率に応じた支援 ※最大で法人60万円/月、個人事業主30万円/月を2ヶ月支給	356